

B 1 - 3 6

5 年 保 存 (常) (令和11年12月31日まで)

F N . B 1 - 2 - 2

鹿 生 企 第 16 号

鹿 監 第 2 号

令 和 6 年 1 月 16 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	営業係	TEL	■
----	-----	-----	---

鹿児島県警察における警備業功労者感謝状等取扱要綱の制定について（通達）

このたび、警備業の健全な発展を図り、社会公共の安全の確保に功労のあった者に対する鹿児島県警察本部長が行う感謝状の授与に関し、別添のとおり要綱を定め運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和6年1月16日から施行し、「警備業功労者に対する生活安全部長感謝状制度の制定について（通達）」（令和4年2月16日付け鹿生企第38号）は、令和6年1月16日限り廃止する。

別添

鹿児島県警察における警備業功労者感謝状等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、警備業の健全な育成を図り、社会公共の安全の確保に功労のあった者に対する鹿児島県警察の表彰に関する訓令（平成10年訓令第57号）第7条に規定する感謝状の授与に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 感謝状の種類

感謝状の種類は、次のとおりとする。

- 1 警備業功労者感謝状
- 2 警備業教育関係等功労者感謝状
- 3 警備業務実施特別功労者感謝状

第3 感謝状の対象

1 警備業功労者

多年にわたり警備業の健全な発展と業界の指導育成に尽力する傍ら、警備業と警察との協力関係の維持・強化に顕著な功労のあった者

2 警備業教育関係等功労者

多年にわたり警備員の教育に関する事業に従事し、又は警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究を行い、警備業の発展に顕著な功労のあった者

3 警備業務実施特別功労者

警備業務の実施に当たり、警備業に対する社会的な評価を高め、他の警備員の模範となる特別な功労のあった者

第4 選考基準

1 警備業功労者

第3の1に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 一般社団法人鹿児島県警備業協会（以下「鹿児島県警備業協会」という。）の役員として、通算10年以上その職にあった者

イ 本部長がアに掲げる者と同等以上の功労があったと認める者

(2) 過去1年間、警備業法（昭和47年法律第117号）違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

2 警備業教育関係等功労者

第3の2に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 鹿児島県公安委員会から指定を受けて警備員指導教育責任者講習等の講師として10年以上警備員教育に関する事業に携わった経歴を有し、かつ、当該事業の推進に多大な貢献をしたと認められる者

イ 警備業の発展のために実効ある発明、考案又は研究をした者

(2) 過去1年間、警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

3 警備業務実施特別功労者

第3の3に該当する者であって、次の基準を満たすもの

(1) 警備業務の実施に関連して人命の救助、重要凶悪な事件の被疑者の検挙、重大な事故又は災害の発生に際し、人命に係る被害の発生又は拡大の防止に多大な貢献をした者

(2) 過去1年間、警備業法違反による行政処分に処せられたことがなく、かつ、過去10年間罰金刑以上の刑に処せられたことがないこと。

第5 警察における事務

警察における本件担当事務は、生活安全企画課生活安全許可センター営業係（以下「営業係」という。）を窓口とする。

第6 候補者の選考要領

警備業功労者感謝状及び警備業教育関係等功労者感謝状は、営業係から依頼された鹿児島県警備業協会会長が候補者を推薦し、鹿児島県警察において授与者を選考するものとする。

第7 感謝状の贈呈

警備業功労者感謝状、警備業教育関係等功労者感謝状及び警備業務実施特別功労者感謝状の贈呈は、鹿児島県警備業協会と協議して定める。